

令和3年度

業 務 概 要

(令和2年度実績)



秋田県動物愛護センター

〒010-1211 秋田市雄和椿川字奥椿袋1番地

TEL 018-827-5051

FAX 018-886-5581

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13481>

目 次 （ 動物愛護センター業務の概要 ）

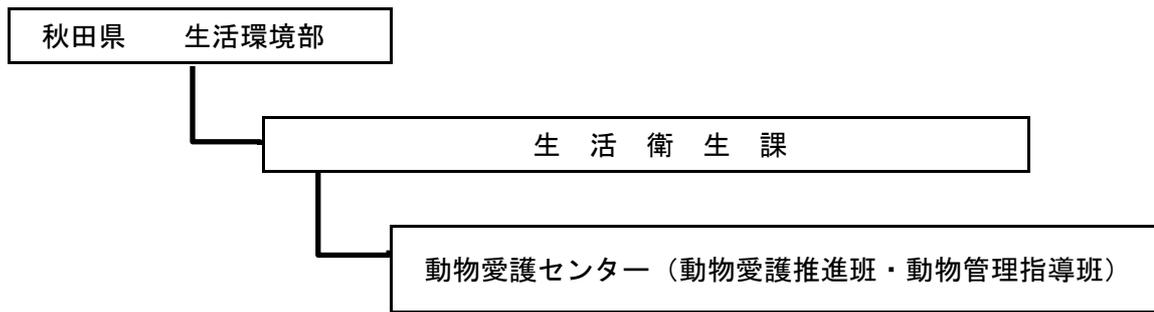
1 沿革	1
2 組織構成図	2
3 職員構成	2
4 事務分掌 【参考1】所掌する法令、手数料	3
5 業務内容と管轄区域	4
6 施設の概略図（本所）	5
7 施設の概略図（分所）	6
表1 狂犬病予防業務等実施状況	7
表2 犬の危害防止業務実施状況	7
【参考2】令和2年度狂犬病予防注射率管内実績	8
表3 犬に関する苦情・被害の届出状況	9
表4 犬による咬傷事故の実態調査状況	10
表5 犬取締車等運行状況	11
表6 犬に関する相談受理状況	11
表7 犬のしつけ方教室等実施状況	12
表8 犬の譲渡実施状況	12
表9 命を大切にすることを育む教室実施状況	12
表10 猫に関する苦情相談の届出状況	13
表11 猫の引取り申請状況	13
表12 猫の譲渡実施状況	13
表13 負傷猫の収容対応状況	13
表14 処分施設の稼働状況	14
表15 特定動物の許可事務	14
表16 特定動物の飼養許可状況	15
表17 動物取扱業登録状況	16
表18 動物取扱責任者研修実施状況	16
表19 特定動物及び動物取扱業の飼養施設監視指導状況	17
【参考3】センター来場者	18
【参考4】センター運営ボランティア登録者	18
【参考5】センターへの寄付協力者	18
【業務研究等発表資料、作成リーフレット】	19～22

1 沿革

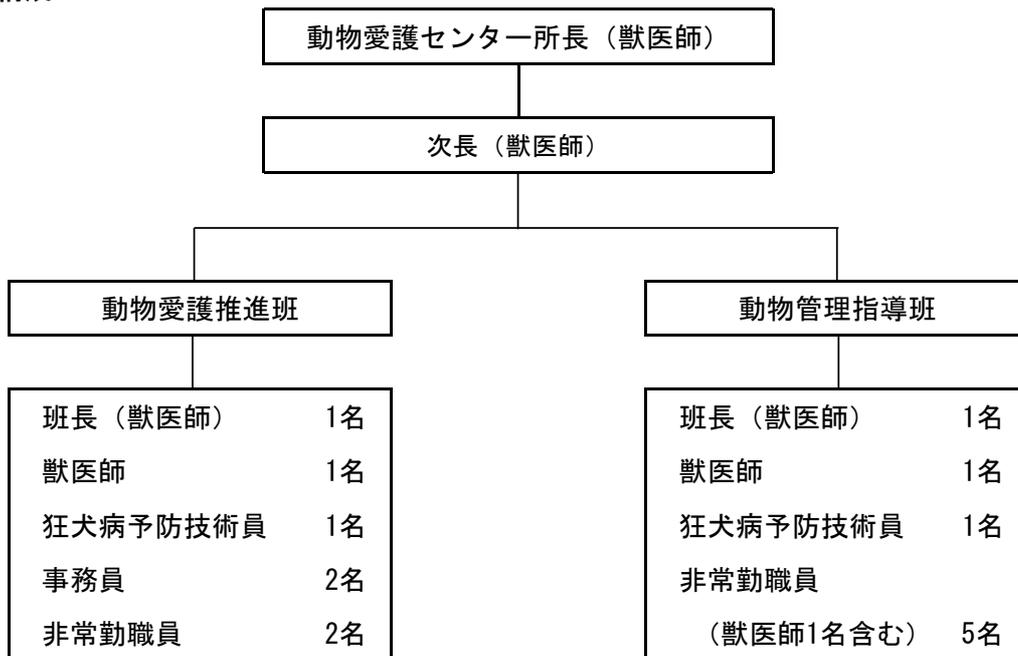
- 平成2年6月 動物管理センター施設竣工（秋田市浜田）、秋田県秋田保健所動物管理センターとして業務開始。全県の犬猫の処分、焼却を同センターで一括実施。
- 平成6年2月 飼い犬の適正飼養啓発のため「犬のしつけ教室」事業を開始。
犬の適正飼養啓発事業で活躍するパートナー犬事業を開始。
- 平成6年6月 「子犬の譲渡」事業を同センター業務として実施。
- 平成8年4月 平成7年狂犬病予防法改正に伴い、飼い犬の登録が生涯一回に改正。
- 平成9年4月 生活環境部所管の秋田県動物管理センターとして独立公所化。管理担当と保護担当を設置。総務担当は秋田保健所が兼務。
「秋田県動物の保護及び管理に関する条例」施行。（犬猫引取手数料1,000円/頭）
「秋田県犬の危害防止条例」を廃止。
犬の生体払い下げを廃止。
秋田市が中核市として狂犬病予防法を所掌し、犬の捕獲・抑留業務を開始。
- 平成9年10月 同条例に基づく特定動物飼養許可及び動物取扱業の届出事務を開始。
- 平成10年4月 総務担当は生活環境部主管課が兼務。
- 平成11年12月 「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」。）」に改正。
- 平成12年4月 「狂犬病予防法」の一部改正により、犬の登録、注射事務が市町村の事務に移行。
平成11年の動愛法改正に伴い秋田市が犬猫の引取り業務を所掌。
- 平成12年12月 「秋田県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動愛条例」。）」に改正。
- 平成13年9月 パートナー犬の譲渡（「成犬の譲渡」事業）を開始。
同センターから譲渡した子犬等の「譲渡犬同窓会」事業を開始。
- 平成15年3月 「あきた動物愛護管理基本構想」を策定。
- 平成18年3月 「猫の譲渡」事業を実施。
- 平成18年6月 「動愛法」が改正施行。「動愛条例」を一部改正し、「動愛法」に基づく特定動物の飼養許可等に変更するとともに、動物取扱業の登録事務を開始。
- 平成18年10月 「命を大切にする心を育む教室」事業を開始。
- 平成19年4月 「秋田県動物愛護推進協議会」を設置。
「秋田県動物愛護推進員」40名を委嘱。
- 平成20年2月 「秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。
- 平成23年4月 東日本大震災に伴う県内避難者同伴犬猫の飼養等の支援対策を実施。
- 平成26年4月 犬猫引取手数料額改正（2,000円/頭）。
- 平成28年3月 「第2次秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。
「秋田県動物愛護センター（仮称）」整備計画を策定。
- 平成28年4月 「犬猫団体譲渡」及び「合同譲渡会」事業（県内の動物愛護団体との協働）を開始。
- 平成29年10月 動物愛護センター新設のための工事着手（秋田市雄和）。
動物管理センター（分所）内飼養施設を改修。
- 平成31年4月 秋田県動物愛護センター開設（旧動物管理センターは分室活用）。
- 令和元年6月 同センターでの一般開放開始（譲渡対象犬猫の展示など）。
- 令和元年9月 第39回全国豊かな海づくり大会にご来県の天皇皇后両陛下が同センターご訪問。
- 令和2年6月 「動愛法」の一部を改正する法律施行。動物取扱業登録、特定動物許可要件の規定追加など。

2 組織構成図

令和2年4月1日現在



3 職員構成



4 事務分掌

所名	班名	分掌事務
動物愛護センター	動物愛護推進班	1 動物の愛護思想の普及啓発に関すること
		2 庁舎管理に関すること
		3 労働衛生に関すること
		4 関係機関との連絡調整に関すること
		5 動物由来感染症に関すること
		6 収容動物の飼養管理及び譲渡に関すること
	動物管理指導班	1 狂犬病予防に関すること
		2 犬の危害防止に関すること
		3 動物の飼い方相談及び適正飼養の普及啓発に関すること
		4 負傷動物の収容に関すること
		5 特定動物の飼養許可に関すること
		6 動物取扱業の登録に関すること

【参考1】

○所掌する法令

- 狂犬病予防法
- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例

○手数料

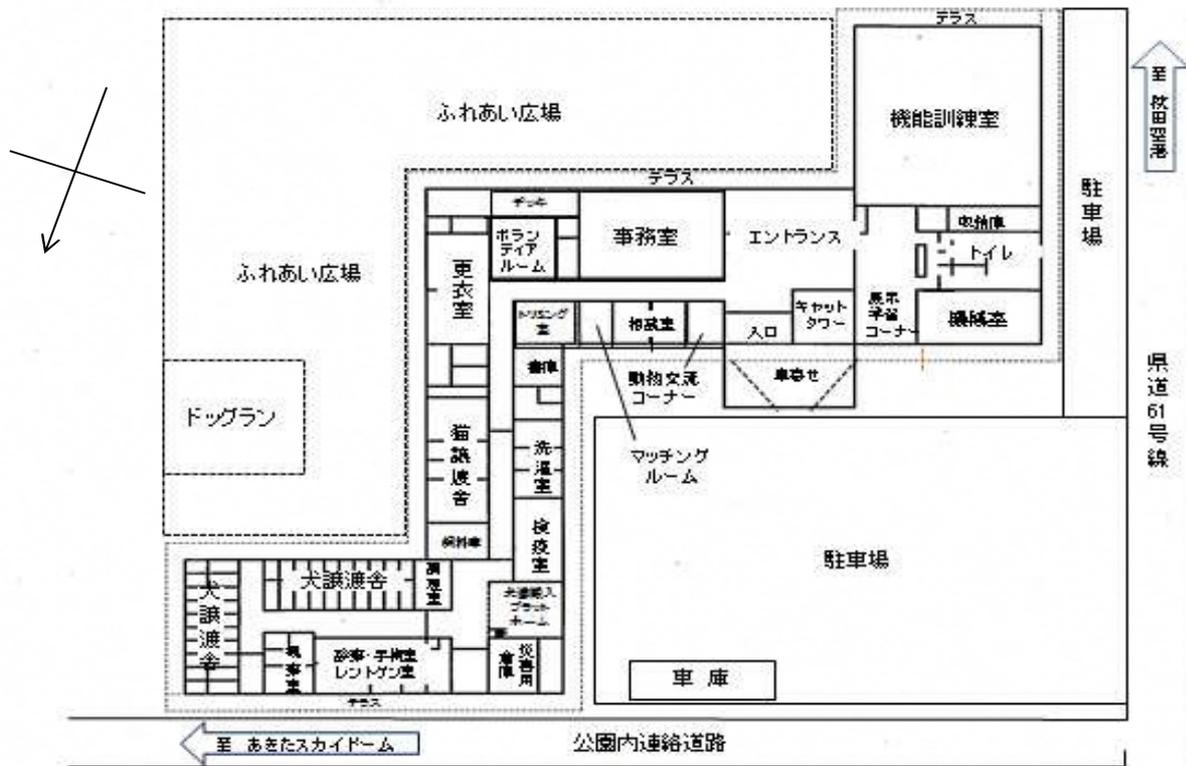
種 別		手数料額	根拠法令等
抑留犬返還手数料	1頭につき	5,000円	・狂犬病予防法施行細則 ・秋田県動物の愛護及び管理に関する条例
	加えて1頭当たり管理した日数1日につき	600円	
第一種動物取扱業登録(更新)申請手数料	1件につき	15,000円	・秋田県動物の愛護及び管理に関する条例
	2件以上につき(上限)	30,000円	
特定動物飼養許可申請手数料	1件につき	15,000円	
	2件以上につき(上限)	30,000円	
特定動物飼養許可事項変更許可申請手数料	1件につき	10,000円	
	2件以上につき(上限)	20,000円	
犬猫引取り手数料	生後91日以上の犬又は猫1頭又は1匹につき	2,000円	・秋田県動物の愛護及び管理に関する条例(平成26年4月から)
	生後90日以内の犬又は猫10頭又は10匹につき	2,000円	

5 業務内容と管轄区域

業務内容	管轄区域
1 犬の登録・狂犬病予防注射の推進	男鹿南秋地区
2 犬・猫等の適正飼養に関する啓発・指導	男鹿南秋地区
3 犬の危害防止に関する業務（捕獲、抑留、返還、措置）	男鹿南秋地区
4 飼い犬の引き取り	男鹿南秋地区
5 飼い猫等の引き取り	男鹿南秋、 由利本荘にかほ地区
6 犬・猫の処分（譲渡、安楽死処分等）	全県
7 犬・猫等の飼い方相談	全県
8 動物取扱業の登録、監視指導	全県
9 特定動物の飼養許可、監視指導	全県
10 動物愛護思想の普及啓発 （しつけ方教室、命を大切にする心を育む教室の開催等）	全県
11 県内の動物愛護団体等との事業提携 （合同譲渡会、災害時のペット同行避難訓練等）	全県

6 施設の概略図

【本所平面図】



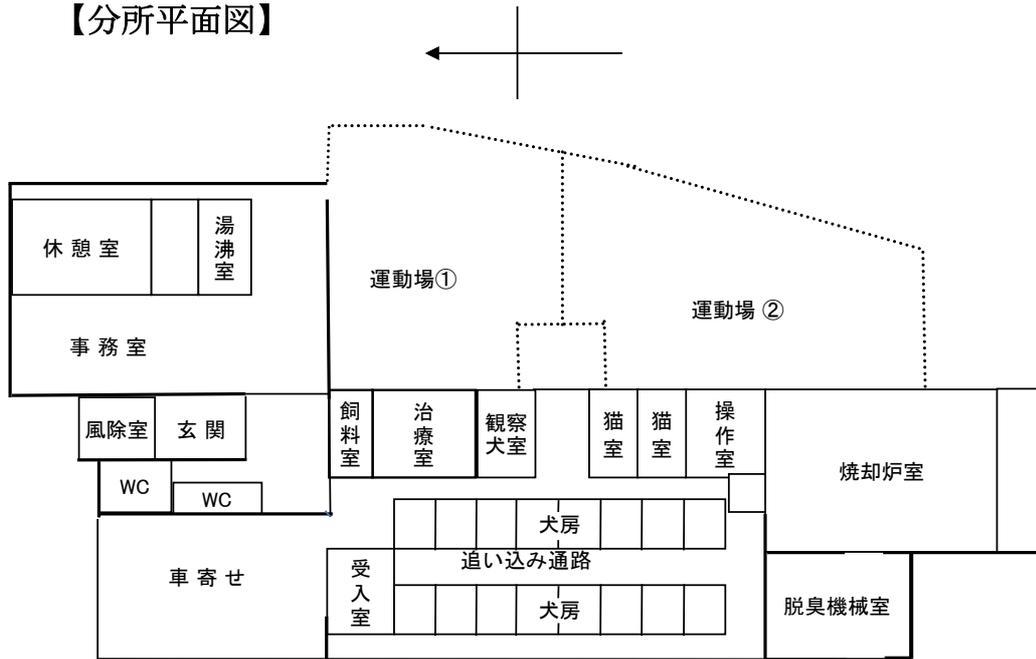
○施設の概要

敷地面積 5,961.45 m²
 建物面積 1,496.74 m²

工期 着工 平成29年10月
 完成 平成31年 3月

7 施設の概略図

【分所平面図】



○ 施設の概要

敷地面積	2,928.46㎡
建物面積	本館 385.21㎡ 車庫 54.00㎡
工期	着工 平成1年10月31日 完成 平成2年 5月31日

配置図

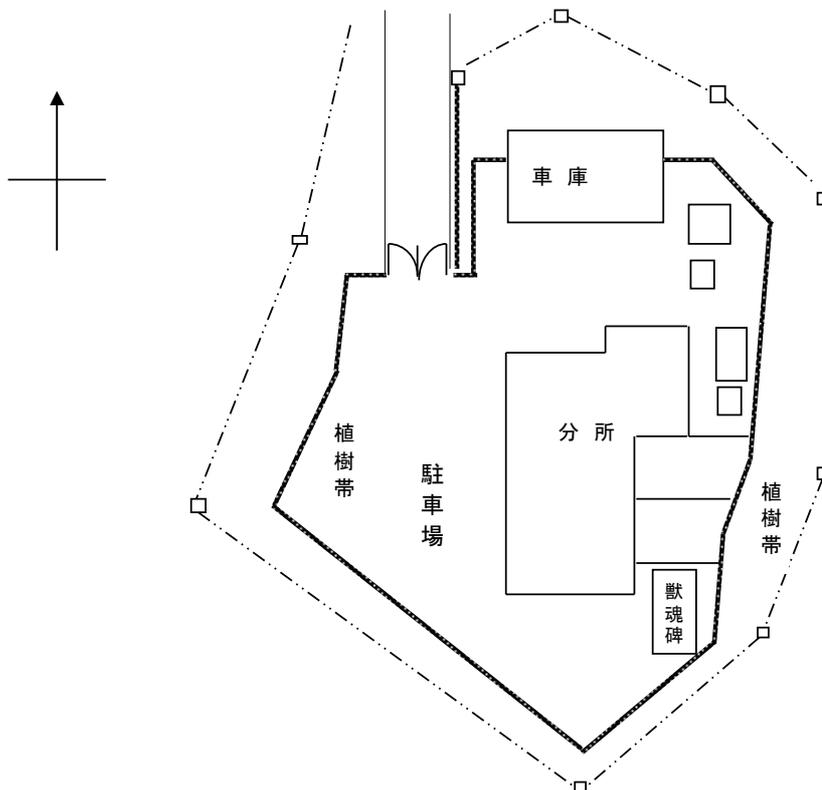


表 1 狂犬病予防業務等実施状況

令和3年3月31日現在

年 度	登録状況											狂犬病予防注射状況			抑留犬飼養管理状況			
	登録頭数 (期間末 原簿総 数)	登録申請 頭数	鑑札再交 付数	犬の所在地変更届							所有者の 氏名・住 所変更	所有者の 変更届	集合注射 頭数	個別注射 頭数	小計	注射済票 の再交付 数	抑留犬管 理件数	飼養管理 延日数
				死亡届出 件数	県外から の移動 (引換え 交付)	県外へ 移動	管外(県 内)から 移動	管外(県 内)への 移動	管内の移 動	計								
令和2年度	3,239	191	1	394	14	5	23	14	2	58	5	10	1,749	637	2,386		1	6
令和元年度	3,424	185	2	312	10	9	31	19	2	71	4	11	1,942	567	2,509	1	3	13
平成30年度	3,539	163	1	317	5	5	36	20	5	71	11	5	2,053	544	2,597	1	5	9

表 2 犬の危害防止業務実施状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

年 度	抑留状況									処分状況				行政措置等						薬殺	
	センター における 捕獲頭数	センター における 動愛法35 条第3項の 拾得	センターにおける引き取り申請状況				保健所 からの 移送	合計	センター における 飼い主 返還	殺処分	譲渡	その他	合計	勧告書	説諭	始末書	措置命令	告発	その他	実施地区	頭数
			申請件数	生後91日 以上	生後91 日未満	計															
令和2年度	14	4	2	2		2	109	129	1	51	81	1	134		1	3			7		
令和元年度	26	7	5	5		5	53	91	3	26	46	3	78		2	4			11		
平成30年度	16	3	5	6		6	62	87	5	30	52	2	89			3					

【参考2】 令和2年度 狂犬病予防注射率管内実績

	集合注射	個別注射	小計	登録頭数	注射率
男鹿市	528	148	676	1,001	67.5
潟上市	683	344	1,027	1,341	76.6
八郎潟町	110	38	148	208	71.2
五城目町	230	32	262	316	82.9
井川町	138	35	173	217	79.7
大潟村	60	40	100	156	64.1
管内合計	1,749	637	2,386	3,239	73.7

表3 犬に関する苦情・被害の届出状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

年度	被害苦情の届出件数	計	一般苦情					衛生上の苦情					被害						
			小計	野犬・放し飼い等	けい留の方法	なき声等	その他	小計	脱糞	悪臭	脱毛	その他	咬傷を受けた者		咬傷以外の被害を受けた者	家畜等の被害	農地・庭園の被害	その他	
													飼い主・家族	それ以外					
令和2年度	21	21	16	5	1	0	10	0	0	0	0	0	5	0	2	2	0	1	0
令和元年度	23	24	20	11	0	1	8	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0
平成30年度	27	27	23	22	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0	0	1

表4 犬による咬傷事故の実態調査

令和2年4月1日～令和3年3月31日

区	分	咬傷事故の件数	咬傷事故を起こした犬の頭数	被害者		咬傷事故被害者								咬傷事故発生時間帯				咬傷事故の発生時における犬の状況				咬傷事故の発生時における被害者の状況				咬傷事故の後の犬の状況				咬傷事故の発生場所							
				飼い主・家族	その他	就学前の者	小学生		中学生		その他		計	9時まで	9時以降12時まで	12時以降15時まで	15時以降18時まで	18時以降	犬舎等にけい留中	けい留して運動中	放し飼い	野犬・放浪犬	その他	犬に手を出した	けい留しようとした	配達・訪問等の際	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引取り	飼養継続	逸走	その他	咬傷事故を起こした犬舎等周辺	公共の場所	その他
							男	女	男	女	男	女																									
飼い犬	飼い主登録	2	2	2						1	1	1	1	1	1	1	1						1	1										1	1		
	判明未登録																																				
	飼い主不明																																				
野犬（放浪犬）																																					
計		2	2	2						1	1	1	1	1	1	1	1						1	1									1	1			

●「咬傷事故発生場所」欄の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、学校等をいう。

表5 犬取締車等運行状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

年度	運行日数			業務内容（日数）				
	犬取締車	飼い犬指導車	その他の車	苦情処理	咬傷事故調査	広報・啓発	飼い方教室等	その他
令和2年度	12.5	9.5	2.5	10.5	3.5	2.0	8.5	0.0
令和元年度	14.5	13.5	16.5	23.0	3.5	10.0	8.0	0.0
平成30年度	17.5	14.5	14.5	26.5	2.5	8.5	9.0	0.0

●業務内容は「犬取締車（犬猫搬送車含む）」、「飼い犬指導車」及び「その他の車」による業務実績分。

表6 犬に関する相談受理状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

年度	相談受理件数	計	引き取り申請等	法令関係・手続き等	飼い方・病気等	譲渡	紛失犬	保護犬	その他
令和2年度	51	54	2	3	11	7	19	6	6
令和元年度	130	130	19	16	22	28	26	8	11
平成30年度	98	98	8	5	8	39	19	12	7

表7 犬のしつけ方教室等実施状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

事 項	2年度計	内 訳				元年度計	30年度計	
		しつけ方教室※1	譲渡犬同窓会※2	譲渡講習・個別相談※3	出張講演※4			
令和3年度	回数	88	5	1	82	0	56	62
	受講者(人)	337	92	29	216	0	364	436
	受講犬(頭)	152	55	15	82	0	207	249

- ※1：県内保健所・獣医師会などと連携し県内各地に出張し実施。
- ※2：センター地内で実施
- ※3：センター地内で実施。
- ※4：県庁出前講座対応。

表8 犬の譲渡実施状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

事 項	2年度	元年度	30年度	
犬の譲渡	子犬(頭数)	47	3	9
	成犬(頭数)	34	46	44
	計	81	49	53

表9 命を大切にすることを育む教室実施状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

事 項	2年度計	内 訳			元年度計	30年度計
		小学校低学年向け※1	小中高校生向け※2	体験学習・視察等※3		
命を大切にすることを育む教室	回数	45	20	25	16	12
	受講者(人数)	1,974	1,235	739	505	481
	ボランティア(人数)	15	15	0	12	31
	ボランティア犬等(頭数)	32	32	0	9	31

- 「ボランティア人数(動物愛護推進員含む)」と「ボランティア犬等頭数(センター同伴犬ねこ含む)」は、延べ数。
- ※1と※2は依頼のあった各学校等に出張(出前講座対応)し実施。
- ※3は小中高校生の体験学習・視察受け入れ(センター地内での実施)などの実績を計上。

表10 猫に関する苦情相談の届出状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

年度	計	引取相談					苦 情						飼い方相談等					
		小計	猫引取り申請	飼い主不明猫収容	負傷・死亡猫収容	その他	小計	なき声	糞尿・悪臭等	家畜・ペット等の被害	農地・庭園等の被害	その他	小計	飼い方相談	紛失・保護相談	忌避・防除相談	里親希望・譲渡相談	その他
2年度	173	109	49	50	6	4	16	2	7	0	0	7	48	4	38	1	4	1
元年度	290	197	84	97	16	0	12	0	1	2	0	9	81	7	51	0	17	6
30年度	163	70	24	39	3	4	10	0	5	1	1	3	83	9	41	4	19	10

表11 猫の引取り等の収容

令和2年4月1日～令和3年3月31日

事 項		2年度	元年度	30年度	
引取り申請	生後91日以上	おす	31	17	2
		めす	26	26	2
		匹数計	57	43	4
	生後90日以内	41	20	13	
	小 計	98	63	17	
拾得等の収容	生後91日以上（推定含む）	16	7	27	
	生後90日以内（推定含む）	135	68	91	
	負傷猫（年齢問わず・内数）	46	36	30	
	小 計	197	111	118	
移送受理	生後91日以上（推定含む）	365	159	97	
	生後90日以内（推定含む）	388	297	168	
	小 計	753	456	265	
	合 計	1048	630	400	

（数字は頭数）

表12 猫の譲渡実施状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

事 項		2年度	元年度	30年度
猫の譲渡	子猫（匹数）	289	262	115
	成猫（匹数）	139	73	8
	計	428	335	123

表13 負傷猫の収容対応状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

事 項		2年度	元年度	30年度
負傷猫	受付・調査対応（件）	43	36	33
	収容数（匹数）	46	36	30

表14 処分施設の稼働状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

事 項		令和 2年度	令和 元年度	30年度
稼働日数		13	9	13
犬	県北部	33	9	15
	県中央部	13	16	11
	県南部	6	4	6
	頭数合計	52	29	32
秋田市からの依頼（犬頭数）		2	5	5
犬処分頭数計【全県】		54	34	37
猫	県北部	160	74	74
	県中央部	174	76	83
	県南部	296	119	125
	匹数合計	630	269	282
秋田市からの依頼（猫匹数）		127	82	54
猫処分匹数計【全県】		757	351	336

- 県北部は大館・北秋田・能代保健所管内、県中央部は動物管理センター・由利本荘保健所管内、県南部は大仙・横手・湯沢保健所管内分で、秋田市からの処分依頼と合わせてセンターに移送されている。

表15 特定動物の許可事務

令和2年度末現在の飼養許可事業所数	7 件
令和2年度末現在の飼養許可施設数	41 施設

令和2年4月1日～令和3年3月31日

区分	事項	許可事項		届出変更	
		新規	変更	事項変更	廃止
許可申請 件数	事業所数	2		3	1
	飼養施設数	14		3	5
飼養許可 申請施設 の処分等	許可	14			
	許可保留				
	不許可				

表16 特定動物の飼養許可状況

令和3年3月31日現在

動物種		事業所数	許可施設数	頭(匹)数	許可頭(匹)数		
総計	計		41	203	612		
令和3年度	哺乳綱	4	26	189	565		
	鳥綱	2	7	6	33		
	爬虫綱	4	8	8	14		
綱	目	科・属					
哺乳綱	霊長目	おまきざる科	ホエザル属				
			クモザル属				
			ウーリークモザル属				
			ウーリーモンキー属				
		おながざる科	マカク属	1	1	96	150
			マンガベイ属				
			ヒヒ属	1	1	1	4
			マンドリル属				
			ゲラダヒヒ属				
			オナガザル属	1	2	4	12
			パタスモンキー属				
			コロブス属	1	2	4	12
			フロコロブス属				
			ドゥクモンキー属				
	コバナテングザル属						
	テングザル属						
	リーフモンキー属						
	てながざる科		1	1	2	5	
	ひと科	オランウータン属					
		チンパンジー属	1	1	5	6	
		ゴリラ属					
	食肉目	いぬ科	イヌ属	1	1	2	10
			タテガミオオカミ属				
			ドール属				
			リカオン属				
		くま科		3	11	64	341
		ハイエナ科					
ねこ科		ネコ属					
		オオヤマネコ属					
		ヒョウ属	1	4	7	17	
		ウンビョウ属					
ピューマ属							
長鼻目		ぞう科	1	1	1	3	
奇蹄目		さい科					
偶蹄目		かば科					
	きりん科	キリン属	1	1	3	5	
	うし科	アフリカスイギュウ属					
バイソン属							
鳥綱	だちょう目	ひくいどり科	1	1	1	2	
	たか目	コンドル科					
		たか科	1	6	5	31	
爬虫綱	とかげ目	かみつしがめ科		1	1	1	
		おおとかげ科					
		にしきへび科		2	4	4	
		ボア科		3	3	3	
		なみへび科	ブームスラング属				
			アフリカツルヘビ属				
			ヤマカガシ属				
			タチメニス属				
		コブラ科					
	くさりへび科						
	マムシ再掲						
	わに目	アリゲーター科					
クロコダイル科							
ガビアル科							

表17 動物取扱業登録状況

令和2年度末現在の登録件数 601 件

令和2年度末現在の事業所数 399 件

令和2年4月1日～令和3年3月31日

		登録申請	登録更新	登録拒否	変更届出	廃止
種別	販売	11	14		19	23
	保管	14	17		16	12
	貸出し	2	3		7	3
	訓練	1	3		8	1
	展示	11	3		15	12
	競りあっせん					
	譲受動物飼養					
合計		39	40	0	65	51

表18 動物取扱責任者研修実施状況

平成31年4月1日～令和2年3月31日

	2年度	元年度	30年度
開催回数（回）	8	7	6
出席者数（人）	334	372	380
上記研修欠席者の個別研修（回・人）	2回・56人	0	0

※R2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により出席者数を抑えながら開催

表19 特定動物及び動物取扱業の飼養施設監視指導状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

特定動物												
施設数		立入検査件数		措置等			許可取消					
51		64		措置命令		その他						
動物取扱業												
		施設数	立入検査件数	業務停止		登録取消	21条			22条		
				一部	全部		勧告	命令	その他	勧告	命令	その他
種別	販売	18	27						2			
	保管	14	15									
	貸出し	3	5									
	訓練	1	1									
	展示	7	14						1			
	競りあっせん											
	譲受動物飼養											
合計		43	62						3			

【参考1】 動物愛護センター来場者

(人)

事 項	令和 2年度	令和 元年度
来場者数計	3,486	52,070

※来場者には、見学者、譲渡希望者、研修会・行事参加者、ボランティアなどを含みます

【参考2】 動物愛護センター運営ボランティア登録者

(人)

事 項		令和 2年度	令和 元年度
登録者数計		52	51
活動 区分	I 飼育活動	41	39
	II 案内活動	30	28
	III 普及啓発	33	40
	IV ふれあい	26	31
	V 譲渡	7	7
	VI 預かり	12	12

※各年度登録者は各活動区分に重複登録あり

R2年度は前年度登録更新者と新規登録者の計

【参考3】 動物愛護センターへの寄付協力者

(人)

事 項		令和 2年度	令和 元年度
協力者数計		116	93
内容 内 訳 件	フード・缶詰類	87	74
	タオル類	27	24
	トイレシート・猫砂	13	8
	飼育用具類	19	19
	ワクチン等獣医療品	2	3
	その他	0	1
	計	148	129

※協力者数計は延べ人数、内容内訳は重複件数

適正飼養の普及啓発を柱にした動物愛護行政の推進について

秋田県動物愛護センター ○小山真人、織田さおり、宮野佳子、
佐々木孝子、藤田治、金和浩

1. はじめに

秋田県では第二次秋田県動物愛護管理推進計画（平成28年3月策定。以下「推進計画」）に基づき犬猫の殺処分数の減少に取り組んだ結果、その頭数は右肩下がりに減少してきた。しかし、近年その減少は横ばいの傾向にある。そこで、センターの運営状況から、適正飼養の普及啓発を柱にした動物愛護行政の推進について検討したので報告する。

2. 材料及び方法

(1) 平成21年度から令和2年度（令和2年9月30日現在）の、年度毎の犬猫の収容数、譲渡数、団体譲渡数・譲渡率について調査した。

(2) 令和2年度上半期の猫の収容数とその内訳について調査した。

3. 結果

(1) 犬猫の収容数・譲渡数・団体譲渡数・譲渡率

(犬)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
収容	396	344	272	281	214	156	118	121	86	89	91
譲渡	25	25	27	28	18	13	25	38	53	52	46
団体	—	—	—	—	—	—	—	2	9	8	1
率	6.3	7.3	9.9	10.0	8.4	8.3	21.2	31.4	61.6	58.4	50.5

※R2年度上半期：収容 47 譲渡 37 団体 2 率 78.7

単位：頭

(猫)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
収容	885	704	774	843	789	574	589	543	363	400	630
譲渡	7	7	5	10	13	15	16	92	102	123	335
団体	—	—	—	—	—	—	—	51	69	87	79
率	0.8	1.0	0.6	1.2	1.6	2.6	2.7	16.9	28.1	30.8	53.2

※R2年度上半期：収容 649 譲渡 295 団体 84 率 45.5

単位：匹

(2) 令和2年度上半期の猫の収容数とその内訳

収容 649 匹（引取り 257 匹 拾得 362 匹 負傷 30 匹）

引取りの内訳（多頭飼育者 23 人（149 匹（2～23 匹/人））餌やりさん 11 人（73 匹（2～18 匹/人））その他 35 人（35 匹））

※餌やりさん：無責任に野良猫に給餌・給水する人

拾得の内訳（成 52 匹 子 310 匹）

4. 考察

犬は平成29年度から令和元年度にかけ収容数の約半分が譲渡される状況にあるが、これ

は収容数が大きく減少（平成 21 年度に対し令和元年度で約 1/4）したことによる。これは、社会状況の変化による犬の飼い主の意識向上は当然のこととして、秋田県では「犬のしつけ教室」を全県で継続的に開催（平成 6 年から）し適正飼養の普及啓発を推進してきたことも一つの要因とと考える。しかし、収容数は近年横ばいの傾向であることから、令和 2 年度には社会化期の子犬の飼い主をターゲットにしたパピーパーティを開催する等適正飼養の普及啓発をさらに進めた。

令和元年度の動物愛護センター開設に伴い、譲渡数自体が大きく増加（平成 21 年度の約 48 倍）したことにより、猫については収容数の約半分が譲渡される状況になった。しかし、猫の収容数は平成 21 年度 885 匹に対し平成 30 年度 400 匹と約 1/2 まで減少したが、令和元年度 630 匹と平成 30 年度の約 1.5 倍となった。そのため、収容数を減らすべく「室内飼育」「終生飼養」「繁殖制限」の 3 点を重点に適正飼養啓発資料『猫の飼い方ゆびきり 3 ニャン「ださニャン・すてニャン・ふやさニャン」～みんなで守ろう 3 つの約束～』を作成した。資料は、譲渡時講習会、施設見学者、小学校等の訪問活動（命を大切に作る心を育む教室）及びホームページ等で幅広く活用する他、県内各保健所、動物園、水族館、動物病院に設置協力依頼を行い合計 1 万部を配布した。また、譲渡猫写真展や小学校の訪問活動（命を大切に作る心を育む教室）の中で当所のマスコットキャラクターあきにゃんを用いた適正飼養の寸劇を取り入れ、啓発活動を行った。

しかし、令和 2 年度上半期での猫の収容数は前年度を上回りその増加が懸念される等、収容数の減少については十分ではない。そこで、その内訳を確認すると、引取りが約 4 割、拾得と負傷猫を合わせ約 6 割であった。また、引取りで収容した猫の約 6 割は多頭飼育者の飼い猫、約 3 割は餌やりさんの関係する猫であった。拾得された猫の内、子猫は約 85% を占めていた。これは、収容数の減少には、多頭飼育者、餌やりさんを減らすことが必要であることを示している。また、子猫の拾得数の多さは繁殖制限の必要性も示している。猫の多頭飼育者や餌やりさんは地域で問題視され苦情対象となる場合が多い。また、拾得される子猫の増加にも関与していることがあると考えられる。従って、適正飼養の普及啓発を広く続けることで飼い主の他、地域社会全体の意識向上を図り、収容頭数の減少に努めたい。

殺処分数の減少には、犬猫共に更なる適正飼養の普及をすることが必要と考える。旧動物管理センター設置時には約 3 千頭であった犬の殺処分数が二桁になるまで 20 年以上かかった。従って、猫についても多くの時間がかかる可能性もあるが、動物愛護の推進は生涯教育である考え、世代を超えて適正飼養の普及啓発を継続的に行うことが、永続的な収容頭数及び殺処分数の減少につながると信じ、今後も動物愛護の推進に取り組みたい。

【令和 2 年度秋田県環境指導職員業務研究発表会提出演題】

かんが
考えてください。

みらい いのち
～ 未来の命 ～

ただ ちしき まも
正しい知識で守れる



いのち
命があります。

秋田県動物愛護センターでは秋田県に引き取られた猫達の譲渡事業を実施しています。

少しでも多くの命を救うために始められた事業です。

でも、本当は・・・
譲渡する猫達がない・・・
引き取られてくる
猫達がない・・・

そうあって欲しいと願っています。

可愛いだけでは飼えません。
猫の飼い方に関する正しい知識を持つことで、守れる命があることをご家族全員で話し合い、行動していただければと思います。



秋田県動物愛護センター

ワニャピアあきた

秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱1番地

TEL 018-827-5051 FAX 018-886-5581

<https://wannypia.akita.jp/>

ねこ
猫の飼い方

ゆびきり3ニャ7

「だすニャ7」 「はてニャ7」 「ふやさニャ7」

まも
～ みんなで守ろう

やくそく
3つの約束～



マスコットキャラクター
あぎにゃん

ださない

猫はお家の中で
飼いましょう!

ださ
ニャフ



- **屋内飼養**で、猫の健康と安全を守れます。外で飼うより猫が長生きできます。
- 猫は広さより高い場所によじ登ったり、下りたりする習性があります。キャットタワーのように立体的に運動できる過ごしやすい環境を作ってあげましょう。
- 猫と遊んだり、手入れする時間が増える等、猫との充実した生活ができます。
- 猫を巡る近隣とのトラブルの予防につながります。

◎外飼いの猫

- ・寿命は3～4年とされています。
- ・他の動物と喧嘩し、ケガをすることがあります。
- ・他の動物と接触したり、食器を共有することで病気や寄生虫に感染することがあります。
- ・交通事故等に遭う危険性があります。
- ・いじめられたり、誘拐されたりする危険性があります。

すてない

最後まで
お世話しましょう

すて
ニャフ



- 猫は飼い主がいないと生きていけません。命を預かる責任と愛情を持って**終生飼養**しましょう。
- 迷子になってもお家に帰れるように名札やマイクロチップをつけましょう。



- こんな時には迷子になるかもしれません。
 - ・地震、雷、花火などでパニックに。
 - ・閉め忘れたドアや窓から外に。

◎マイクロチップ

動物の個体を識別するもので、番号が記載されているカプセルを注射器具で皮下に埋め込みます。番号を照会し情報を確認することで飼い主への返還につながります。

なお、GPS機能はありません。

「動物の愛護及び管理に関する法律」が令和元年に改正され犬猫等の販売業者等にマイクロチップの装着・登録が義務づけられました。(3年以内に施行)

ふやしな

お世話できる数を
飼いましょう

ふやし
ニャフ



- 猫は繁殖力が極めて強い動物です。発情が年に2～3回あり、1回に平均5匹出産します。
- 猫の問題の多くは望まれない繁殖によるものです。多頭飼育崩壊につながります。
- 譲渡事業で命をつないでも里親になる方の数には限りがあります。
- 人と猫が共生していくには、飼い主になる方が責任を持って**繁殖制限**を行うことが必要です。

◎繁殖制限

- ・主に不妊・去勢手術によります。
- ・飼える範囲の個体数につながり、何百・何千もの罪のない命を救うことができます。
- ・病気の予防、問題行動の抑制等のメリットがあります。
 - 例：生殖器系の悪性腫瘍の予防
 - ストレスの軽減
 - マーキング行為の減少
- ・災害時に避難した場合の備えとしても必要です。